

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/


 かやの農業委員会だよ！
農業委員会
 食と農は生命の源である

回 覧
No.9
 平成 25 年 11 月発行
 鹿屋市農業委員会事務局
 ☎ (代表) 0994-43-2111
 (直通) 0994-31-1131



【写真】ハーベスターによるさつまいもの収穫風景（鹿屋市花岡町）

☆発刊によせて.....	2 頁
☆行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組.....	3 頁
☆農業委員地区担当表.....	4 頁
☆農業委員会からのお願い.....	5 頁
☆将来の地域農業を担う若き農業者.....	6～7 頁
☆農地の許可申請、利用権設定の申請.....	8 頁
☆標準事務処理期間、証明書の発行、届出が必要な事項.....	9 頁
☆助成金交付事業、遊休農地解消対策事業例.....	10 頁
☆標準貸金、実勢賃借料金.....	11 頁
☆お知らせ、農業者年金・全国農業新聞 PR.....	12 頁

発刊によせて



鹿屋市農業委員会
会長 木場 夏芳

今年の夏は、梅雨明けも非常に早く、また、猛暑となったところですが、農作物の実りの季節を迎えているところです。

さて、農業を取り巻く環境につきましては、いまさら申すまでもなく、担い手不足による農家の高齢化や遊休農地の増加をはじめ、予断を許さないT P Pの動向など、課題が多いところですが、本市は、なんと申しても国内有数の食料供給基地として、重要な役割を担っているところでございます。

そこで、本農業委員会では、昨年8月に改選がなされ、定数が10名減となったところですが、「目に見える実践活動」に一層取り組むため、昨年9月に「“行動する鹿屋市農業委員会”の確立に向けた取組方針」を決定したところです。

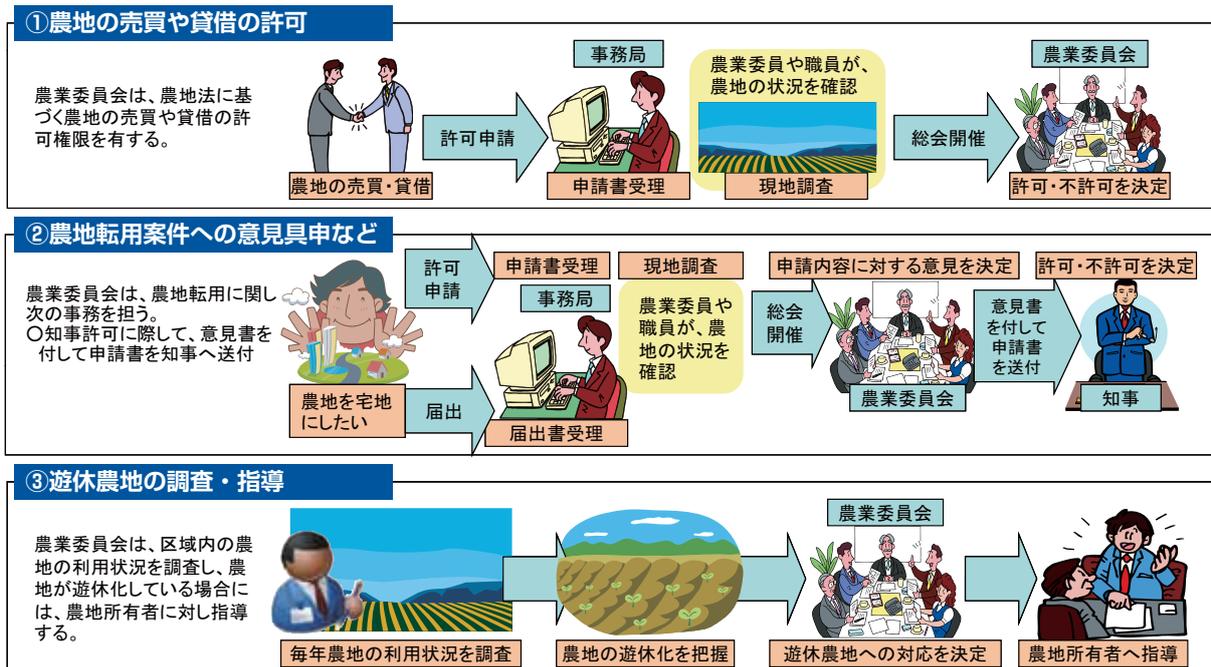
今後も農業委員40名が一丸となり、地域農業発展のため、農業者の公的代表である農業委員会の公平・公正な運営に努めるとともに、特に農地の利用集積や遊休農地の解消などについて、積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御協力と御理解をよろしくお願いいたします。

農業委員会とは

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」及び「地方自治法」に基づき、“農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与する”ことを目的に、農民の代表機関として市町村から独立して設置された行政機関です。農業委員会は、委員をもって組織され、委員は選挙による委員と選任による委員で構成されています。鹿屋市では、選挙による委員が30人（鹿屋地区15人・輝北地区4人・串良地区7人・吾平地区4人）、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区の推薦による委員が6人、市議会が推薦した委員4人の合計40人で構成されています。

農業委員会の業務

○農業委員会は、①農地の売買や貸借の許可、②農地転用案件への意見具申、③遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行



行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組

農業委員会では、「目に見える実践活動」に一層取り組むため、「行動する鹿屋市農業委員会」の確立に向けた取組方針の一環として、「農業委員表示看板の設置」と「先進地視察研修」を行いました。

農業委員看板設置



農業委員会及び農業委員のPRも兼ね、地域に浸透した農家の相談活動等の目印となる案内板を、各農業委員の自宅に設置しました。

先進地視察～更なる資質向上に向けて！～

先進地の取組や情報収集を行い、農業委員の更なる資質の向上や意識改革等を図ることを目的として、5月に農地流動化の推進と耕作放棄地の解消対策などについて、佐賀県鹿島市と熊本県山鹿市の農業委員会で視察研修を行いました。

参加した委員14人は、習得したことを今後の日常活動に活用しようと張り切っています。



佐賀県鹿島市農業委員会での研修風景

「県女性農業委員の会」総会・研修会

10月2日・3日、鹿児島県女性農業委員の会（代表 上野絹子会長、会員数66人）は鹿屋市内のホテルで総会・研修会を開き、鹿屋市からは女性農業委員の倉岡委員・上山委員・栗山委員のほか男性農業委員も木場会長以下8人が参加しました。

2日目はあいにくの雨模様でしたが、6次産業化に取り組む農家や企業視察の他、鹿屋航空基地史料館、かのやばら園を訪れました。



有機栽培カボチャ畑の視察風景（西ノ原園芸）

農業委員永年勤続表彰



（左から）榎原辰夫委員・郷原辰義委員
木場夏芳会長・仮屋蘭俊郎委員・上山廣子委員

地域農業の振興のために多年にわたって尽力され、功績のあった農業委員5人に、大隅地区農業委員会連絡協議会から永年勤続表彰状（男性農業委員10年以上、女性農業委員6年以上）が贈られました。

農業委員地区担当表

農地に関することは、お住まいの地域の農業委員にご相談ください。

地区	氏名		担当地区	地域	地区	氏名		担当地区	地域	
	氏名	電話番号				氏名	電話番号			
鹿屋地区	江並 信義	45-2040	上別府・中央・重田・瀬戸野・大堀 吉ヶ別府・黒坂・谷田・仮屋 柏木・柚木原	高 隈	串良地区	新村 良廣	62-3379	伊集院・花鎌・外堀・中新堀 栢場・更和・共和・共心	細山田	
	寺下 幸弘	43-4833	旭原・札元・寿1~4丁目	笠野原		田中 次男	62-3086	下之段・生業須・高松・立小野 堂園・北原・平瀬・馬掛		
	柿元 博志	43-5362	東原・上祓川(台地上)			西 原	田村 利秋	62-2301	竹下堀・入部堀・東新堀・矢柄・西新堀 新栄・東新町・東共心・上辰喰・辰喰	細山田 有 里
	武元 悟	43-4583	笠之原				花 岡	橋口 貞伸	62-3786	西共心・西新町・東茅場・共栄西 昭栄・東住吉
	木場 夏芳	44-6208	上祓川(台地下)・祓川			鹿屋原		道免 勇	63-9005	下中・中野・山下・中郷・中郷下 中郷上
	山中 建夫	44-1851	下祓川・西祓川・王子				吾 平地区	上山 廣子	63-6401	下大塚原・上大塚原・下甫木 宮之下・星ヶ丘・中甫木 富ヶ尾・大迫
	郷原 辰義	43-1325	郷之原・今坂・西原・上野			大始良		山下 繁	63-9001	共栄中・共栄東・鳥之巢・平和 中山下・中山上・中宿・十三塚 中山原
	西ノ原敏男	44-7200	大浦・上谷・新生・打馬・大手	百 引			倉田 雪男	63-6658	愛ヶ迫・永和西・永和東・岡崎上 岡崎西・岡崎東・堅田・鶴亀・江口迫 上之馬場・諏訪下・北田迫 緑ヶ丘・和田	岡 崎
	仮屋藺俊郎	46-4636	花岡・鶴羽・花里・根木原・海道 小薄・有武・高牧・古江			平 南	野崎 陽一	63-9029	下小原南・下小原北・大坪・白寒水	下小原
	中塩屋 均	44-2238	天神・船間・小野原・一里山・白水 古里	市 成			藤崎 隆資	63-2362	佐牟田・松崎・城ヶ崎・瀬戸・表 柳谷・茂七	上小原
	福元 利夫	43-5297	川西・名貴・田崎			高 尾	上之原 昇	58-6752	大川・永野牧・神野西・神野東 市之渡・横井坂・砂ヶ野 水流・黒羽子・荷掛	神 野 鶴峰東
	畠井 孝二	44-6666	新川・川東・寿5~8丁目・白崎	輝北地区			萩崎 英珍	58-6823	木浦・木場・真戸原・金山・立元 上苦野・下苦野・苦野・平前・大牟礼 門前・新地・中福良	鶴峰西 鶴峰中
	岡元 茂	48-2123	横山・下堀・野里			高 尾	永山 裕人	58-6810	鏡原・角野・東原・上車田・下車田 鉾屋敷・永山・筒ヶ迫・平瀬・麓中 麓東・麓西・楯上・楯下	鶴峰東 中央麓
	下仮屋勝哉	47-2176	高須・浜田・永小原	高 尾			倉岡 愛子	58-8187	萩崎・上西目・下西目・今吉 掘木田・鶯 白坂・石場・西迫	中央西 鶴峰中
木下 和明	48-2329	田淵・大始良	高 尾		加覧 悟	58-7530	赤野・寒水・寺ヶ迫・持田・中尾 上町・下町・中町・西横町・上屋敷 宮前・町園・原田・坂下・益田 希望ヶ丘	中央東 中央町		
福岡 卓二	49-2638	星塚・池園・飯隈・永野田・萩塚		高 尾	福元 康光	58-7140	坂元・川上 名主・池久保・川西中・真角・川北 茶円・樋之口・末次・井神島・論地 原口	中央麓 下名西 下名東		
榎原 辰夫	49-2182	南・獅子目								
栗山 夕力	486-0564	一番郷・二番郷・西原・愛宕・本町 和泉ヶ野・坂宮・上平房	百 引							
新原 晃徳	486-0739	諏訪・樽久保・白別府・歌丸 名主段・宇都・風呂段・堂平・岳野	平 南							
永吉 徳光	486-0618	中平房・下平房・竹下・三原・影吉	市 成							
上野 輝男	485-1536	上方・下方・辰喰・上場団地 久木野々・上沢津・下沢津	高 尾							
障子田 勝	485-1201	仏山・朝倉・八重山								
福満 義洋	485-1334	宮園・徳留・仮屋・福岡・浮牟田								
有村 隆	485-1856	柏木・日新・谷田								

農業委員会からのお願い

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を提出しましょう！

毎年12月中旬以降に、選挙管理委員会から、平成26年度の農業委員会選挙人名簿を作成するため、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書が送付されますので、平成26年1月10日（金）までに農業委員会事務局か各総合支所産業建設課へ提出してください。

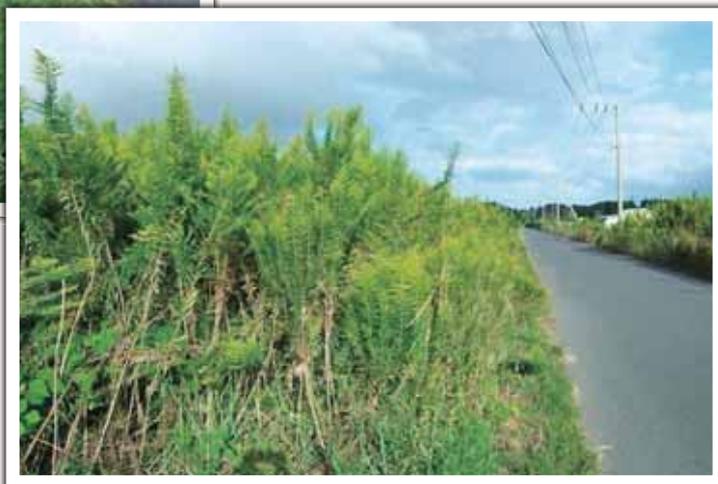
資格のある人

- ① 10a（1,000㎡、約1反）以上の農地を耕作されている人
- ② ①の同居親族、配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する人
- ③ 10a以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

畦畔（土手）の管理をお願いします！



最近、未管理の畦畔（土手）に、市民の方から、苦情が寄せられています。近隣への迷惑はもとより、道路に面したところでは、見通しが悪くなるため、交通事故の原因にもなりますので、適切な管理をお願いします。



また、根まで枯らす除草剤を使用したために、畦畔（土手）が崩れ、土が道路や側溝に流出して困っているとの苦情も寄せられています。

除草剤を使用する場合には、注意をお願いします。

管理がされていないため、見通しが悪くなっている畦畔

農作業の事故を無くしましょう！



刈払機の実演研修を受ける参加者

今年度、大隅地域では、農作業死亡事故が多発しており、「死亡事故多発警報」が発令されたことから、10月3日、肝属中央家畜市場で、肝属地域の農業者生産者等を中心に農作業安全研修会が開かれました。

当日は、室内研修の後、農作業機械の安全利用、整備点検などについて、実演研修も行われ、出席者は、講師の話に熱心に聞き入っていました。

農業機械の取り扱いは慎重にお願いします。

将来の地域農業を担う若き農業者

平成 25 年度鹿児島県農業・農村振興協会(伊藤祐一郎理事長)の就農資金助成事業に採択され、将来の地域農業を担っていくと認められた新規就農・農業後継者の皆さんを紹介します。



(左から) 隆洋さん・希生くん・智子さん・ほのかちゃん

柿本隆洋さん(45歳)は、輝北町諏訪原で、スプレー菊 30 a を栽培。

農業の魅力を探ねると「定年がなく、元気な限り続けられること・家族と一緒に過ごせる時間が多いこと。」と答えてくれました。

「燃料費の高騰で、これから冬場に向けて心配な面もあるが、将来はハウスを増やして、高い品質の花を安定的に出荷できるように頑張ります！」と笑顔で答えてくれました。

満石勝洋さん(33歳)は、輝北町諏訪原でスプレー菊 30 a を栽培。

勝洋さんは「時間に束縛されずに、自分の考えでやれるのが農業の一番の魅力」と語ってくれました。

大変なことを探ねると「気温や湿度管理に気が抜けないため、なかなか休みがとれないことですが、見学に訪れた人たちから『きれいな花ですね』の一言が一番の励みになります。品質にこだわって、安定した収入を目指したいです。」とこれからの目標も話してくれました。

お二人とも、急がしいと思いますが、その分やりがいも多いことと思います。焦らずにじっくり取り組んで、高品質の「輝北スプレー菊」を生産して県内外に広めてください。

地域行事にも、積極的に参加して、地域から信頼される花農家に成長してください。応援しています。

【取材・写真】農業委員 有村 隆(輝北地区)



勝洋さん・美春さんご夫妻

串良町上小原で黒豚の生産から育成までを一貫して行う中西隆宏さん(46歳)。

現在、母豚30頭(肥育頭数は約250頭)で生産しています。

農業の魅力を尋ねると「自分で頑張った分、自分に返ってくること。会社勤めの頃には無い喜び。」

個体管理から経営まで一人でこなすのは大変だけど、いろいろな面で関係機関が協力してくれるので心強いです。」と明るく答えてくれました。

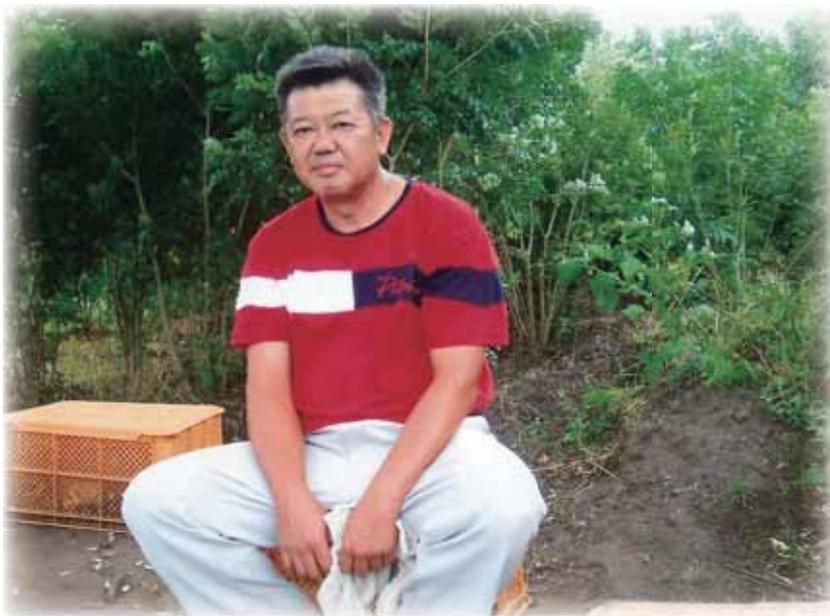
中西さんは、子どもの頃から、動物が大好きで、宮崎県の養豚場や輝北町の農場に長年勤め、仕事のノウハウを学んできました。将来は「現在、県立農業大学校で学ぶ長男と親子で6次産業化に取り組み、良質な製品を多くの消費者に届けること。」と夢が膨らみます。



黒ブタ君 ナイスカメラ目線!

一生懸命に養豚経営に取り組んでいる中西さんの姿に、感動しました。将来の夢に向かって、頑張ってもらいたいです。

【取材・写真】農業委員 新村 良廣(串良地区)



取材を受ける森さん

私は畜産農家ですが、今回、森さんから施設園芸の話を知って、改めて、農業の裾野の広さ、奥の深さを感じたところです。

目標達成に向けて、健康に気をつけて頑張ってください。

【取材・写真】農業委員 倉岡 愛子(吾平地区)

吾平町上名でピーマンを30a栽培する森 広人さん(48歳)。

ピーマン農家に手伝いに行くうちに自分でもやってみようと思念発起。農業の楽しいところ、苦勞、目標について尋ねると「苦勞して育てた苗が順調に成長して収穫を迎える時が一番楽しいですね。」

難しいところは、畑が変われば土質も違います。同じように育てても、収量が多かったり、少なかったり。湿度の管理は特に難しいですね。

土に合った栽培管理ができるように、もっと勉強して、10a当たりの収穫量を増やしたいです。」と話してくれました。



農地の許可申請

■農業委員会では、限りある農地の有効利用と優良農地の確保を目指して、農地法、農業振興地域に関する法律に基づいて、農地の権利移動や農地転用の業務などを行っています。

農地法第3条申請

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合の許可申請です。

○許可要件

- ・申請する農地を含め、所有する全農地を効率的に利用して耕作を行うと認められる。
- ・譲受人やその家族が常時農作業に従事する。
- ・取得後の農地面積が40a以上となる。
- ・申請する農地を譲受人が耕作することにより、周辺の農地利用に影響を与えない。

○手続きの流れ

- ▼ 申請書、必要書類を提出します。
- ▼ 書類審査、現地調査を行います。
- ▼ 総会で、審議され、許可（不許可）を決定します。
- ▼ 許可（不許可）指令書を交付します。

○その他

- ・申請する農地が鹿屋市以外の場合、その農地の所在地にある農業委員会に申請してください。

農地法第4条・第5条申請

農地を宅地、駐車場、倉庫等、農地以外に転用する場合の許可申請です。自分の農地を転用する場合は4条申請、農地を買って（借りて）転用する場合は、5条申請になります。

○許可要件

- ・農業振興地域の「農用区域内」でない。
- ・立地基準・転用の確実性が認められる。
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に行われている。
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められる。

○手続きの流れ

- ▼ 申請書、必要書類を提出します。
- ▼ 書類審査、現地調査を行います。
- ▼ 総会で審議を行い、意見を付して県へ進達します。
- ▼ 県で審議され許可（不許可）が決定します。
- ▼ 農業委員会に許可（不許可）指令書が送付されます。

○その他

- ・農用区域内の農地については、事前に農振除外の手続きが必要です。農用区域内の確認及び農振除外の手続きは、鹿屋市役所農政水産課（31-1117）にお問合せください。
- ・転用の内容により、必要な書類等も異なります。事前に農業委員会事務局にご相談ください。

○罰則

- ・許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係わる事業どおりに転用していないと、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また罰則の適用もあります。

利用権設定の申請

■農業経営基盤強化促進法に基づいて、農用地の利用集積、集団化など、効率的な利用を進める目的で期間を定めて貸し借りをを行う制度です。

利用権設定申請

貸し借りの手続きが簡単で、農地法の許可も不要です。

○メリット

- ・貸した農地は契約期間が終了すれば離作料を払うことなく必ず返してもらえます。
- ・農業規模の拡大がすぐにできます。
- ・貸借期間中は安心して耕作ができます。
- ・貸借期間が終了する前に、双方に農業委員会からお知らせします。
- ・更新するか、終了するかその都度決めることができます。

○手続きの流れ

- ▼ 双方で貸借期間、賃借料、支払方法などを決めます。
- ▼ 連名で農業委員会に申出書を提出します。
- ▼ 総会で諮られたのちに、鹿屋市が公告します。
- ▼ 農業委員会が、双方に契約書を送付します。

申請種類		締切日	必要日数	許可権者
利用権設定	賃借、使用賃借許可	毎月10日 (閉庁日の場合は 直後の開庁日)	23日	鹿屋市長
農地法第3条	自己所有農地の売買、賃借許可			鹿屋市農業委員会
農地法第4条	自己所有農地の転用許可	毎月10日 (閉庁日の場合は 直後の開庁日)	48日	鹿児島県知事
農地法第5条	自己所有農地以外の転用許可			

申請理由	手数料	発行する証明書	取扱先	必要なもの
軽油取引税の減免申請が必要なとき	200円	耕作面積証明書	農業委員会事務局	印鑑 手数料 委任状 (本人以外が申請する場合)
農地法第3条許可申請に必要なとき	無料		各総合支所産業建設課	
農地法の許可申請を行ったことを証明するとき	200円	事実証明書	農業委員会事務局	
現況が農地でないとき	350円	非農地証明書	農業委員会事務局	
農地の競売等に参加したいとき	無料	買受適格証明書	農業委員会事務局	

●本人以外が申請する場合は委任状が必要です。

○ 相続、法人の合併・分割、時効取得など

提出書類

■農地法第3条の3第1項の規定による届出書

- ・権利を取得したことを知った日から、10ヵ月以内に届出てください。
- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は10万円以下の過料に処せられます。

○ 農地を盛土・削土等の造成工事を行う場合

提出書類

■農用地利用（形質）変更届

- ・隣接農地や用水・排水等に影響が及ばないか現地調査を行います。

○200㎡以下の自己所有農地を農業施設用地（施設、通路等面積含む）として転用する場合

提出書類

■農業用施設届出書

- ・現地調査を行います。

○ 農地を一時的に、駐車場や現場事務所等に転用する場合

提出書類

■一時使用届

- ・原則、用途変更から1年以内に農地に復元する必要があります。

「鹿屋市農業委員会」で検索！



◆ 「農地の許可申請」、「利用権設定の申請」、「各種証明書の発行」「届出が必要な事項」に関する必要な書類は、鹿屋市農業委員会HP（ホームページ）からも印刷できます。

農地のあっせん情報（譲渡・賃借）のほか、以下の内容等も掲載していますのでご利用ください。

- ◆ 農業委員会総会議事録
- ◆ 平成25年度農作業標準賃金及び農作業料金
- ◆ 平成25年度実勢農地賃借料
- ◆ 農業者年金
- ◆ 農業委員会だより等

助成金交付事業

■ 農用地の有効利用と利用集積を推進するため、一定の要件を満たす対象者に助成金を交付します。

事業名		鹿屋市農用地利用集積促進事業				
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地					
対象者	(貸し手) 認定農業者へ農地を貸し出した者 (借り手) 市内に居住の認定農業者					
交付要件	①農業経営基盤強化促進法に規定する利用権(賃借権)の設定(3年以上)が行われている。 ②1ヶ所の圃場において、10a以上の面積がある。 ③当該農地が国・県等の助成金等の対象になっていない。 ④農業生産法人で、その法人の構成員が当該法人に利用権を設定するものでない。 ⑤市税の滞納がない。 ⑥市が推進する各種農業施策に協力的であると認められる。					
助成金の種類	10 a 当たり	設定期間	新規設定		更新設定	
			貸し手	借り手	貸し手	借り手
		3年以上6年未満	3,000円	2,000円	1,500円	1,000円
6年以上	6,000円	4,000円	3,000円	2,000円		

事業名		鹿屋市遊休農地解消対策事業	
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地		
対象者	市内に居住している農家等で、他人の遊休農地を農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定又は所有権移転を行った者		
交付要件	①市内の土地で、地目が田又は畑である。 ②他人から利用権設定又は所有権移転した遊休農地である。 ③自作地と接続する不作付農地又は概ね10a以上連続する遊休農地である。 ④自作地と一体的に整備する場合も可能である。 ⑤除伐、プラウ耕、ロータリー耕等により耕作可能な農地とする。 ⑥市税の滞納がない。		
助成金の種類	10 a 当たり	助成費限度額	30,000円
		業者委託	限度額の1/2以内
		本人整備	限度額の1/3以内

遊休農地解消対策事業例



平成25年度 標準賃金

■ この標準賃金は、法令や規定によるものでなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがあると思いますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合ってください。

区分	種類	単価	備考
賃金	一般賃金（8時間）	5,320円	県最低賃金が、平成25年10月27日に、時間額665円へ改訂されたため、同日から現行の5,300円から、5,320円となる。
耕賃 (10a当たり)	耕起のみ	5,000円	田
	代かきのみ	7,000円	
	耕起から代かき	14,000円	
	機械田植え	7,000円	
	耕起から田植え	20,000円	畑
	耕起のみ	4,000円	
	深耕（プラウ）	5,000円	
	プラソイラー	4,000円	
	甘藷のツル切り	4,500円	
水稲	刈取（10a当たり）	6,500円	ヒモ代込み
	脱穀（10a当たり）	7,000円	ハーベスター（ヒモ代込み）
		14,000円	コンバイン（刈取から脱穀まで）
	籾乾燥（バインダー1袋当たり）	1,000円	
その他 (10a当たり)	うねたてのみ	4,500円	
	うねたて、マルチ張り	8,500円	
	うねたて、マルチ張り、土壌消毒同時作業	11,000円	
	掘り取り	15,000円	甘藷・加工用（ハーベスターによる）
		13,000円	甘藷・澱粉用（ハーベスターによる）
		12,000円	馬鈴薯（ハーベスターによる）
		6,000円	甘藷（トラクターによる）
		3,500円	甘藷（耕耘機による）

平成25年度 実勢賃借料金について

■ 農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考としていただけるよう、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公示）された賃貸借における実勢賃借料について、お知らせいたします。

区分	田	畑		単位
		農用地区域内	農用地区域外	
鹿屋地域	7,800円	11,000円	9,500円	10a当たり
輝北地域	9,700円	7,900円	8,000円	
串良地域	10,100円	10,000円	10,300円	
吾平地域	11,100円	6,500円	6,500円	
鹿屋市全体	9,700円	9,600円	8,600円	

（備考）賃借料金については、原則、貸し手と借り手双方の協議で決定されるものです。

平成24年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料平均額（10a当たり）です。

農業まつりのお知らせ

鹿屋市農業まつり

- ・日程 11月23日(祝)
- ・場所 鹿児島中央青果(株)鹿屋支店・(株)第一鹿屋青果地方卸売市場

星のふるさと輝北まつり 2013

- ・日程 11月9日(土)・10(日)
- ・場所 輝北運動場・輝北コミュニティセンター

くしら黒土祭り

- ・日程 11月23日(祝)
- ・場所 串良平和公園 催物広場

美里あいら農業祭

- ・日程 11月10日(日)
- ・場所 コミュニティセンター吾平振興会館・周辺広場



※配布の日程上、一部終了しているイベントもございますがご了承ください。

農業者年金加入推進PR

加入要件

- ◆ 国民年金の第1号被保険者で20歳以上60歳未満の方
- ◆ 年間60日以上農業に従事
- ◆ 加入後、国民年金付加年金(月額400円)への加入義務

メリット

- ①積立型で少子高齢化に対応した安全で安心な年金!
 - ②保険料の額は自由に設定(月々20,000円から67,000円)
 - ③80歳までの保証付の終身年金
 - ④保険料の全額社会保険料控除、年金も公的年金控除対象
 - ⑤認定農業者には、保険料の国庫補助制度有
- ◆詳しくは農業委員会事務局またはお近くのJAまで

全国農業新聞購読PR

他の新聞も取っているし毎日読むのは大変。でも1ヵ月では遅いとお考えのみなさんにぴったりの新聞です!

- ①分かりやすい農業・農政の解説
- ②みんなの知りたい経営、流通の最新情報が満載
- ③食と農から健康や生活に役立つ様々な情報の提供
- ④地方発の身近な話題を九州版や鹿児島版で用意

発刊：毎週金曜日

購読料：月600円(一週当たり約150円)

申込み：農業委員会事務局
(0994-31-1131)

事務所	鹿屋市農業委員会事務局	輝北総合支所産業建設課	串良総合支所産業建設課	吾平総合支所産業建設課
職員数	9人	3人(兼務)	3人(兼務)	3人(兼務)
電話番号	代表	099-486-1111	0994-63-3111	0994-58-7111
	直通		0994-63-3114	0994-58-7257

編集後記・・・

鹿屋市農業委員会では、昨年8月の農業委員改選を機に、新たに4人の「農業委員会だより編集委員」を選任したところです。編集会議への参画、企画、校正、取材等、事務局と協力して発行の運びとなりました。

これからも農業に関連する人・物・地域の話題等を数多く掲載できるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

編集委員 (西ノ原 敏男・有村 隆・新村 良廣・倉岡 愛子)